

貯蓄預金

平成29年1月4日現在

商品名 (愛称)	貯蓄預金
-------------	------

販売対象	・個人のみ
期間	・特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・10万円未満、10万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の4段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円として利息を計算します。
税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。
手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、カード規定に定める手数料が必要となる場合がございます。(詳しくは、「手数料一覧」をご覧ください。)
付加できる特約事項	・マル優をご利用いただけます。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払、および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱はできません。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融・共通)」をご覧ください。

預-8